

# 平成 26 年度小山町湯船原地区太陽光発電事業企画提案公募要項

## 1 公募の目的

小山町（以下「町」という。）では、災害に強く持続可能な太陽や水、森林などの豊かな自然資源を生かした再生可能エネルギーの導入を促進している。

また、静岡県「内陸のフロンティア」を拓く取組（ふじのくに防災減災・地域成長モデル）全体構想の中でも、エネルギーの地産池消、分散自立型のエネルギーシステムの推進の項で、「住宅をはじめ事業所や工場等における太陽光発電等の導入を促進する。」こととしている。

本年 10 月 14 日に、静岡県の「再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進区域」に指定された「湯船原地区」において、湯船区の地権者をはじめとする「小山町湯船原地区太陽光発電事業地権者協議会」（以下「地権者協議会」という。）所有の土地に、太陽光を利用した再生可能エネルギーの普及を進めることを目的に、町の支援事業として実施する、太陽光発電設備を設置・運営する事業（以下「太陽光発電事業」という。）を行う事業者の募集を行うものである。

## 2 募集の概要

### (1) 事業概要

湯船原地区内の 2 箇所の用地（以下「事業地」という。）において、太陽光発電事業を実施する。

※公募対象の事業地をまとめて、提案を行うこととし、選定委員会は、事業者を 1 者選定する。

### (2) 公募対象の事業地

公募対象の事業地は以下のとおりとする。

No.	名称（事業地名）	所在	面積(台帳)
1	湯船原東地区	小山町湯船字下原 899-4 他	185,321 m <sup>2</sup>
2	湯船原西地区	同 字湯船原 1183-7 他	85,452 m <sup>2</sup>
	計		270,773 m <sup>2</sup>

※事業地の平面図、使用可能な範囲（具体的箇所）などは、別図を参照のこと。

## 3 提案にあたっての条件等

### (1) 事業主体（事業者）

応募者（複数事業者による共同提案を含む。）が自ら設置及び運営を行う。

### (2) 事業期間

発電期間を 20 年間以内として、発電期間のほか、太陽光発電設備の設置に要する期間や撤去及び原状回復に要する期間を含め、事業者が提案する期間とする。

### (3) 使用料

1 平方メートル当たりの年間の使用料を提案すること。

提案する使用料は、1 平方メートル当たりの年間の提案額とし、この金額に使用許可面積

を乗じた金額を年間の使用料とする。

なお、事業期間中は、使用料の改定は原則として行わない。

使用する事業地の面積を提案すること。ただし、実際の使用許可面積は事業者からの提案を受け、協議した結果を踏まえて決定する。

(4) 事業地における特記事項

次の項目、内容については遵守すること。

ア 工作物は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 49 条に規定する進入表面、転移表面又は水平表面から突出しないこと。

イ 無線通信等を行う場合は、航空無線に影響がないこと。

ウ 太陽光パネルの反射が航空機運航に支障がないように配慮すること。

エ 地形を改変しようとする場合は、あらかじめ町及び地権者協議会に協議し、文書で承認を得るとともに、改変に伴い生じる影響について、事業者の負担により適切に対応すること。

オ 構造上の安全性を確認すること。

カ 町が必要に応じて行う、内陸のフロンティアを拓く取組関連の工事等に協力するとともに、工事等に伴い、一定期間にわたり日陰等を生じてしまう場合は、本来の発電量の一部が損なわれることがあることを理解すること。

キ 感電防止等の安全対策を講じること。

ク 周辺環境や景観との調和に配慮すること。

ケ 使用許可対象地の周囲の法面について、最低限の維持管理のみを行う点に留意すること。また、対象地内については、事業者が善良な管理者の注意をもって管理すること。

コ その他、土地の利用に当っては、関係機関と必要な協議を行うこと。

(5) 法令遵守

太陽光発電事業の実施に当っては、関係法令を遵守すること。

(6) 関係者への説明、協議

事業計画から設置工事、発電期間、撤去工事に至るまでの事業期間内における地域住民及び関係者への説明、調整等は、町の協力のもと、事業者の責任において適切に行うこと。

(7) 事故防止等

設備の設置工事等に当っては、事故防止の措置を講じるとともに、地域に迷惑をかけることのないよう十分注意すること。

(8) 緊急時等の対応

平常時のほか、夜間休日及び災害時等緊急時における管理体制を整えるとともに、町と具体的な管理方法について協議すること。

(9) 損害賠償等

太陽光発電設備及びその付属設備が原因となって、事業地（事業に使用する以外の部分も含む。）又は第三者に損害を与えたときは、事業者がその損害を賠償すること。

(10) 経費負担

太陽光発電設備の設置、管理及び撤去に関する費用、発電設備を電気事業者の系統に連系

するために発生する工事費負担金等、事業実施に伴う一切の経費については、事業者が負担すること。

(11) 天災等による損害及び日射量の減少等

天災その他やむを得ない事情により事業地が使用できなくなった場合に生じた損害について、町は一切の責任を負わない。

また、発電設備の故障や劣化、気象の変動による日射量の減少や日射時間が想定を下回った場合などの発電量低下のリスクについては、事業者が負うこと。

(12) 実施調査

事業期間中、事業地の管理等を目的に、町が設置場所に立ち入り、実施調査を行い、事業者に対し所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することがある。

(13) 守秘義務

事業を実施するに当っては、業務上知り得た秘密、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

(14) 権利の譲渡等

事業を生ずる権利または義務を第三者に譲渡する場合は、地権者協議会及び町の了承を得るものとする。また、事業地を本事業の用に供しなければならない。他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(15) 発電期間終了後の太陽光発電設備の撤去

発電期間終了後又は当該土地賃貸借契約が解除されたとき若しくは更新されなかったときは、事業期間終了前に、事業者の負担と責任において太陽光発電設備を撤去し、原状回復すること。

(16) 地域貢献等

ア 太陽光発電設備の電源を災害発生時（停電時）の非常用電源として活用する方策を提案すること。

イ 地域の経済、環境教育、再生可能エネルギーの促進等に資する応募者独自の取組を提案すること。

ウ 太陽光発電状況等の公表

太陽光発電の普及啓発に資するため、発電状況等のデータの公表に努めること。また、年度ごとの発電量や普及啓発活動などの実績を、当該年度終了後 30 日以内に町に報告すること。

(17) その他

事業者の都合で、事業期間の途中で事業地を廃止する場合、地権者協議会や町は、移設等に係る経費を負担しない。また、前記(1)から(16)までに掲げるもののほか、「13 基本協定」において必要な条件を定める。

## 4 応募資格

(1) 次のアからオまでの要件を全て満たす者であること。

ア 太陽光発電事業を行い、電気事業者に電気を供給する予定の者であること。

イ 太陽光発電事業を実施することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有する者であること。

ウ 地方税並びに消費税及び地方消費税を完納していること（複数事業者による共同提案であるときは、その構成員の全てが完納していること。）。

エ 複数事業者による共同提案の場合は、構成員を代表する者を定めてあり、構成員の役割分担が明確であること。なお、構成員は、他の複数事業者による共同提案の構成員又は単独応募者となることはできない。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと（複数事業者による共同提案であるときは、その構成員の全てが該当しないこと。）。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 仮差押え若しくは仮処分の申請を受け、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は滞納処分を受けている者

エ 手形交換所から取引停止処分を受けている者

オ 次の (ア) から (オ) のいずれかに該当する者

(ア) 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。（以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。）であると認められる者

(イ) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

## 5 公募等に係る日程

日 程	内 容
11 月 19 日（水）	公募要項配布（町ホームページ公開）
11 月 19 日（水）～11 月 25 日（火）	参加表明書受付
11 月 26 日（水）	現地説明会（湯船原東・西地区）

11月27日(木)	質問受付
11月28日(金)(予定)	質問に対する回答
12月4日(木)	企画提案書受付締切
12月5日(金)	書類・ヒアリング審査
12月中旬以降	選定通知の送付、業務内容に関する協議、見積書作成、土地賃貸借契約締結

## 6 参加表明書の提出

本提案募集へ応募する場合は、次の期間内に参加表明書を提出すること。

なお、参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書の提出は受け付けない。

### (1) 提出様式

参加表明書(様式1)

### (2) 受付期間

平成26年11月19日(水)から平成26年11月25日(火)の午前9時から午後5時までの間。ただし、11月25日は正午までとする。

### (3) 提出方法

来庁、郵送(消印有効)又は電子メール(本書のPDFファイル等による。)

### (4) 提出先

「15担当窓口」記載のとおり。

## 7 現地説明会

### (1) 日時等

湯船原東地区・湯船原西地区

日時 平成26年11月26日(水)午後2時から

(受付時間:午後1時30分から1時50分まで)

会場 小山町役場本庁舎、事業地

### (2) 参加条件等

1事業者2名までの参加とする。また、事業地に関する質問以外は受け付けない。

#### ア 集合場所

(7) 集合場所は、小山町役場本庁舎とし、車両で来場する場合は、小山町役場本庁舎駐車場を利用すること。

(イ) 事業概要を説明後、事業地へ移動するが、移動手段(車両)については各自で準備すること。

#### イ 事業地

(7) 雨天、強風等により移動が危険と判断される場合は、会議室等での説明会のみで開催とすることがある。

### (3) 参加方法

現地説明会の開催日当日に、受付において現地説明会参加申込書(様式2)を提出するこ

と。

## 8 公募内容に関する質問

参加表明書を提出した者で、この公募要項及び現地説明会での説明内容について質問がある場合は、次のとおり提出するものとする。

### (1) 提出様式

企画提案公募要項に関する質問書（様式3）

### (2) 受付期間

平成26年11月26日（水）から平成26年11月27日（木）までの午前9時から午後5時までの間。

### (3) 提出方法

持参、郵送（配達証明）又は電子メール

※電子メールの場合は送信後、着信確認の電話連絡を行うこと。なお、タイトルに「【太陽光発電事業：質問書】（事業者名）」と入力した上で送信すること。

### (4) 提出先

「15 担当窓口」の記載のとおり。

### (5) 回答

提出された質問への回答は、参加表明書を提出した全事業者（複数事業者による共同提案の場合は、構成員を代表する者）に対して、平成26年11月28日（金）頃までに電子メールで行う。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

事業者は、提案対象事業地において、次の書類を作成のうえ、各10部（原本1部を除き他は写しで可）提出すること。

ア 企画提案書（様式4）

イ 事業者概要（様式5）

以下の書類を添付すること。なお、複数事業者による共同提案の場合は、構成員全てについて、以下の書類を添付すること。

(ア) 法人登記簿謄本（企画提案書の提出前3ヶ月以内のもの）

(イ) 貸借対照表（直近の事業年度を含む前3期比較（法人設立後3期に満たない場合は全てのもの。）

(ロ) 損益計算書（直近の事業年度を含む前3期比較（法人設立後3期に満たない場合は全てのもの。））

(ハ) 税について滞納のないことを証する納税証明書（直近1年分）

(ニ) 消費税及び地方消費税について滞納のないことを証する納税証明書（直近1年分）

(ホ) 必要に応じ、関連する説明資料、会社のパンフレット等

ウ 太陽光発電事業実績（様式6）

自らが事業主体となっている太陽光発電事業の実績について記載すること。

エ 事業計画（様式7）

(7) 様式9の施工計画に記載する太陽電池及び付帯設備の設置に必要な面積の他、施工及び維持管理に要する面積についても使用面積に含むこと。

(イ) 設備は一の図面を添付すること（設備の設置範囲を明らかにすること。）。

(ウ) 1㎡あたりの提案金額を記載すること。

(エ) 発電出力、年間発電電力量、スケジュール等を記載すること。

(オ) 太陽光発電事業開始までの工程（関係法令への対応、関係機関との協議、調整など）について、概要を記載すること。

オ 事業実施体制（様式8）

太陽光発電事業における事業実施体制を記載すること。なお、施工及び維持管理等を行う業者についても「4応募資格(2)」の要件を満たすこと。

カ 施工計画（様式9）

(7) 太陽電池、パワーコンディショナー、架台等の設備概要を記載するとともに、システム基本設計図（幹線系統図を含む。）、設備の設置工法を表した図面を添付すること（詳細な幹線経路については、後述する優先交渉権者と町が協議して決定する。）。

(イ) 風圧に対する安全性を検討した資料を添付すること。

(ウ) 事業終了時の太陽光発電設備一式の撤去、事業地の原状回復の方法について記載すること。

キ 維持管理計画（様式10）

維持管理のためのパネル清掃や定期点検等の時期、回数及び内容、危機管理体制等の対応を記載すること。

ク 収支計画（様式11）

太陽光発電事業の実施に係る施工経費、資金調達計画、年間維持管理経費、機器交換計画、撤去経費、総収支計画などを記載すること。

ケ 非常用電源等に関する企画提案（様式12）

太陽光発電設備の電源を災害発生時（停電時）の非常用電源として活用することなどの企画提案について記載すること。

コ 環境教育、再生可能エネルギーの促進に関する企画提案（様式13）

発電状況を示すモニターの設置、施設概要や環境・再生可能エネルギーに関する案内看板の設置、その他環境教育、再生可能エネルギーの促進に資する企画提案の内容を記載すること。

サ その他企画提案（様式14）

県内事業者の活用、県産製品の使用等、応募者独自の取組に関する企画提案があれば、その内容を記載すること。

(2) 受付期間

平成26年11月28日（金）から平成26年12月4日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く）。受付時間は、午前9時から午後5時までの間とする。

(3) 提出方法

来庁し窓口へ直接提出又は郵送（配達証明）

※参加表明書の提出を行った者が企画提案書を提出しない場合は、平成26年12月4日（木）の正午までに「参加辞退届」（様式15）を提出すること。

(4) 提出先

「15 担当窓口」の記載のとおり。

## 10 優先交渉権者の選定

(1) 選定委員会

地権者協議会と町は、「小山町湯船原地区太陽光発電事業企画公募選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、企画提案書等の審査を実施する。なお、審査は非公開で行う。

(2) 選定基準

別表2「評価項目・基準」により評価し、ヒアリングの審査の結果、最も点数が高い者を優先交渉権者として選定する。

(3) 選定方法

ア 書類審査

別表2「評価項目・基準」の各項目について書類審査を実施し、ヒアリング審査の対象者を選定する。（数者程度）。書類審査結果は、企画提案書等の提出者全員に書面により通知する。

イ ヒアリング審査

書類審査の結果、ヒアリング審査の対象となった事業者には、企画提案書等の内容に関するヒアリングを実施する。ヒアリング審査の日時、会場、留意事項等は、書類審査結果と併せて案内する。ヒアリング審査結果は、対象者全員に書面により通知する。

(4) 欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載をした場合

イ 提出書類に不備がある場合

ウ 応募資格に違反している場合

エ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の公表

優先交渉権者の事業者名および企画提案の概要等は公表する。

## 11 電気事業者に対する接続検討の申込み

優先交渉権者は、電気事業者に対し接続検討の申込みができるものとする。

## 12 土地賃貸借契約

地権者協議会は、優先交渉権者と速やかに本事業の実施に関する協議を行い、協議が整った場合は、優先交渉権者を事業者として決定し、建設工事までに土地賃貸借契約を締結するもの



とする。

ただし、地権者協議会と優先交渉権者の間において基本協定の協議が整わなかった場合は、次点交渉権者と同様の協議を行い、当該次点交渉権者を事業者として決定する。

### 13 基本協定

事業者は、土地賃貸借契約とほぼ時を同じくして、町と湯船区との防災や環境についての基本協定を締結するものとする。

### 14 留意事項

#### (1) 提示資料の取扱い

公募に際し、町が提示する資料は、事業の企画提案を行う目的以外の目的で使用することはできない。

#### (2) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書は、太陽光発電事業者を選定する以外に、法令又は条例に基づき使用する場合を除いて、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、地権者協議会と基本協定を締結した事業者の企画提案書等については、町は広報活動等において使用できるものとする。

イ 提出された企画提案書は、太陽光発電事業の選定に必要な範囲に限定して複製することがある。

ウ 提出された企画提案書の変更、差替え、再提出及び返却には応じない。

エ 特許権、実用新案権、その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用して生じた責任は応募者が負う。

#### (3) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

#### (4) 系統連系

系統連系に係る手続については、事業者が行うが、電力系統との接続に当っては、電力事業者と協議が必要であることに留意すること。

### 15 担当窓口

郵便番号 410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57 番地の 2 小山町役場本庁舎 3 階

小山町企画総務部 未来拠点課 未来拠点班

電話番号 0550-76-6129

E-mail: [miraikyo@fuji-oyama.jp](mailto:miraikyo@fuji-oyama.jp)